

宇都宮東介護相談センター 運営規程

「居宅介護支援」

1. 事業の目的および運営の方針

第1条 (事業の目的)

医療法人北斗会が開設する宇都宮東介護相談センター（以下「本事業所」という。）は、指定居宅介護支援の事業を行うものであり、居宅要介護者等の適切な利用をすることができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

第2条 (運営の基本方針)

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業運営を行うものとする。

1. 要介護状態等にある利用者が、このような状態にある場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し援助を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し援助を行う。
3. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立を堅持し援助を行う。
4. ケアマネジメントの公正中立性を確保する観点から、以下について利用者に説明を行うとともに介護サービス情報公開制度において公表いたします。
 - ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
 - ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの同一事業所によって提供された割合。
5. 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険サービス施設等との連携に努める。
6. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
7. 介護支援専門員への教育研修を重視する。

第3条

(事業の運営)

指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条

(事業所の名称等)

名 称 : 宇都宮東介護相談センター
所在地 : 栃木県宇都宮市平出町368番地8

2. 職員の職種、員数および職務内容

第5条（従業者の職種、員数等）

管理者 1名

介護支援専門員 2名 以上（管理者再掲）

第6条（管理者の職務）

- 1、管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2、管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業者に厚生省令にて定められた、指定宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3. 営業日および営業時間

第7条（営業日）

月曜から金曜日（土・日・祝祭日・国民の休日は応相談）

但し12月30日から1月3日までを除く。

第8条（営業時間）

午前9時から午後5時30分

但し24時間連絡が可能な体制とする

4. 指定居宅介護支援の提供方法、内容および利用料その他の費用の額

第9条（居宅介護支援の内容）

本事業所は、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。また、当該居宅要介護者等が入院・入所等を要する場合は、医療・介護施設との連携を図るものとする。

第10条（利用申込者またはその家族への確認）

本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、市町村から交付されている被保険者証の有効期間・介護認定審査会、医師の指示の有無等の確認を行いサービス提供にあたるものとする。

第11条（内容および手続きの説明並びに同意）

1. 本事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、本運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
2. 本事業所は、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等についての説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の理解を得るものとする。

第12条（利用料およびその他の費用の額等）

本事業所が指定居宅介護支援を提供した際に、当該サービスが法定代理受領サービスである場合には、利用料を徴収しない。ただし、その利用者から支払いを受ける場合におけるその利用

料の額は、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（居宅介護サービス計画費の額、居宅支援サービス計画費の額）とする。但し通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。

1. 実施地域から、片道おおむね 5キロメートル未満 250円
2. 実施地域から、片道おおむね 5キロメートル以上 500円

5. 通常の事業の実施地域

第13条（通常の事業の実施地域）

本事業所の通常の事業の実施地域は、次の地域とする。

宇都宮市 芳賀町 高根沢町

6. その他運営に関する重要事項

第14条（秘密保持）

本事業所の介護支援専門員その他の従業者である者およびあった者は、正当な理由がなく、その業務上で知り得た利用者またはその家族の秘密を漏洩してはならない。また、サービス担当者会議において利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、当該利用者またはその家族に文書による説明を行い、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けてから行うものとする。

第15条（従業者の研修等）

本事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修については、内外の研修を含め、次のとおり設定するとともに、事業所の業務体制の整備を図るものとする。

1. 採用時研修採用後3ヵ月以内に採用時研修を実施する。
2. 採用後研修資質向上を目的に継続研修を実施する。

第16条（従業者の健康管理）

本事業所は、介護支援専門員の清潔の保持および健康状態の管理については、次のとおり行うものとする。

1. 従業者は出勤時において、健康および清潔保持に関する点検をする。
2. 労働安全衛生法の定めによる、定期健康診断を年1回行う。
3. 居宅における感染予防の観点から、訪問用携帯備品セットには消毒液等の設備を行う。

第17条（苦情処理）

1. 本事業所は、サービスの提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。
2. 本事業所は、自ら提出した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出または提示の求めおよび当該市町村の職員からの質問または照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を図るものとする。
3. 本事業所は、自ら居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
4. 本事業所は、指定居宅介護等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号に規定する調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合におい

ては、当該指導または助言に従い必要な改善を図るものとする。

第18条（事故発生時の対応）

本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合においては、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 本事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合においては、損害賠償を速やかに行うものとする。

第19条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) (1) ～ (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
担当者：宇都宮東介護相談センター（管理者） 永島 真太郎

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第20条（業務継続計画の策定等）

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- (4) (1) ～ (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
担当者：宇都宮東介護相談センター（管理者） 永島 真太郎

第21条（衛生管理等）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) (1) ～ (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
担当者：宇都宮東介護相談センター（管理者） 永島 真太郎

第22条 身体拘束等の禁止

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

担当者：宇都宮東介護相談センター（管理者） 永島 真太郎

第23条（雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第24条（居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等）

1. 本事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対し特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
2. 本事業所およびその従業者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対し特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

第25条（会計の区分）

本事業所は、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計は、明確に区分し管理しなければならない。

第26条（記録の整備）

1. 本事業所は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を指定居宅介護支援の事業とその他の事業の諸記録と明確に区分し管理を行うものとする。
2. 本事業所は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録、その他当該事業の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存管理を行う。

第27条（本事業所への掲示等）

本事業所は、事業所内の見やすい場所を設定し、次のものの掲示を行うものとする。

1. 本事業所の運営規程の概要書
2. 介護支援専門員の勤務体制
3. 利用申込者がサービスの選択に資すると認められる重要事項

第28条（附則）

1. この運営規程に定める事項の外運営に関する重要事項は・医療法人北斗会と本事業所管理者の協議に基づき定めるものとする。
2. この運営規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成19年09月16日改訂

平成21年06月01日改訂

平成21年08月18日改訂
平成24年04月01日改訂
平成24年12月19日改訂
平成26年03月01日改訂
平成29年10月01日改訂
平成30年04月01日改訂
令和 元年06月27日改訂
令和02年02月01日改訂
令和03年04月01日改定
令和06年04月01日改定